

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産 (固定資産税)申告書作成指導会を開催します

☎ 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 財務課 資産税係 ☎62-9124

【対象者】○農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方
○事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方
※青色申告者の方は対象外です。また、ご自身で農業収支内訳書および償却資産申告書の作成ができる方の参加はご遠慮ください。

【期 日】令和4年 1月20日（木）富士見地区・乙事・立沢
1月21日（金）落合地区・境地区
※人数調整のため期日を地区別としていますが、ご都合の良い日に参加いただけます。

【受付時間】午前の部 午前9時～11時 } までに受付を済ませてください。
午後の部 午後1時～3時 } (事前予約は受け付けておりません)

【受付場所】役場1階 ロビー（正面玄関横）

【持ち物】(1) 収支内訳書、月別農業収支一覧表（自分で作成したもの）
(2) 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
(3) 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
(4) 出荷伝票、籾受通知書、農業用の預貯金通帳、
中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
(5) 償却資産申告書（12月に送付されるもの）
(6) その他必要と思われるもの

【その他】・収入金額や必要経費を記載した「月割農業収支一覧表」を必ず作成し、ご持参ください。
※お持ちいただいた帳簿等の作成が不十分の場合、相談をお受けできません。
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、収支内訳書は自分でできる範囲で作成してください。相談時間の短縮にご協力をお願いします。
※会場にお越しの際は、マスクの着用にご協力をお願いします。
・大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
・**事業（農業・営業・不動産）の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。**



スマホ・パソコンで申告ができる e-Tax(電子申告)説明会を開催します



☎ 諏訪税務署 個人課税部門 ☎ 57-5211

e-Tax（電子申告）なら、ご自宅のパソコンやスマートフォンからいつでも申告ができるうえ、寄付金控除証明書および保険料控除証明書などの添付書類の提出を省略できるため、とても便利です。

またこのe-Tax説明会の会場では、マイナンバーカードがなくてもe-Tax申告ができるID・パスワードを発行します。この機会にぜひe-Tax（電子申告）をご利用ください。

【日 時】12月20日（月） 午前10時～午後3時

【会 場】富士見町役場 3階会議室

【持ち物】申請者ご本人の運転免許証などの本人確認書類

※代理申請はできません。必ず申請者ご本人がお越しください。

インターネットでお手軽申告

スマートフォンや
タブレットから、
確定申告が簡単に
行えます。ぜひご
利用ください



▲スマホ申告
作成コーナー